

# ホテル・旅館等 自主管理の手引き

長野県衛生部・保健所

## I この手引きの使い方

- 1 下記のチェック事項に基づき衛生管理を行い、その状況を点検・確認してください。
- 2 点検表には、チェック事項の規定どおり実施出来ている場合は「○」、出来ていない場合は「×」を、また、該当しない事項は斜線「/」を引いてください。
- 3 前回「×」のものについては、それが改善されているかどうか、注意してください。
- 4 点検表は、パスケース等に入れて、従業員の見やすい場所に掲示してください。
- 5 保健所職員による環境衛生監視の際に、自主点検の実施状況について確認しますので、提示できるようにしておいてください。

## II 用語の定義

- 1 「原湯」：浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水。
- 2 「原水」：原湯の原料となる水及び、浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水。
- 3 「上り用湯」：洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水。
- 4 「上り用水」：洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水。
- 5 「浴槽水」：浴槽内の湯水。
- 6 「完全換水」：浴槽から浴槽水を完全に排出し入れ替えること。
- 7 「連日使用型循環浴槽水」：24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水。
- 8 「毎日完全換水型循環浴槽水」：循環ろ過装置を使用しているが、毎日完全換水している浴槽水。

## III チェック事項及び解説

### (基本的な確認事項)

- 1 施設の周囲及び施設内は毎日清掃し、清潔に保っていますか。

施設設備は毎日清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生的に保ってください。なお、定期的に施設周囲の排水溝の清掃を行うとともに壁及び天井等のくもの巣の除去及び床下の防湿等にも留意してください。  
また、清掃用具は専用の保管場所に保管してください。

- 2 ねずみ、昆虫等はいませんか。

施設各部におけるねずみ及びハエ、カ、ゴキブリ、ダニ等衛生害虫の生息状況について、右の表により点検し、必要に応じて適切な防除措置（防虫網の設置、殺虫消毒の実施等）を講じてください。

対 象 場 所	対 象 動 物	標準的点検回数
施設床下	ハエ、カ	1月に1回以上(冬期を除く)
	ねずみ	6月に1回以上
宴会場又はホールその他飲食に関する場所 玄関、フロント、ロビー、客室、機室	ねずみ、ゴキブリ	1月に1回以上
	ねずみ、ゴキブリ	6月に1回以上
客室、脱衣場	ダニ	1年に1回以上が望ましい
トイレ、洗面所、浴室、洗濯室	ねずみ、ゴキブリ、チャウバエ	1月に1回以上
リネン室、機械室	ねずみ、ゴキブリ	3月に1回以上
廃棄物集積場、廃棄物処理場	ハエ	1月に1回以上
	ねずみ、ゴキブリ	1日に1回以上(冬期を除く)
し尿及び排水処理施設	ねずみ、ゴキブリ	1月に1回以上
	ハエ、カ、チャウバエ	1日に1回以上(冬期を除く)
その他事務室等の場所	ねずみ、ゴキブリ	6月に1回以上
カーペットを敷いている部分	ダニ	1年に1回以上が望ましい

- 3 ごみその他廃棄物は放置せずに適正に処理し、ごみ箱、廃棄物の集積場は常に清潔に保っていますか。
- 4 床、カーペット、畳に破損、汚れ、変色等がありませんか。
- 5 スリッパ等のはきものは十分な数を備え、清潔で衛生的に保ち、日光等による消毒をしていますか。
- 6 照明設備は、保守点検を行い、6月に1回以上清掃していますか。

施設の各場所は右の表の照度を有することが適当です。

場 所	照度 (ルクス)	測 定 地 点
フロント	700～1500	作業面
玄関、会計事務室、荷物受取台、客室机、洗面鏡	300～700	玄関は床面、洗面鏡は鉛直面照度、その他は作業面
宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700	床面
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面（約80cmの高さ）
ロビー、トイレ	70～300	床面
喫煙室、更衣場、客室、階段、廊下	70～150	床面
非常階段・廊下	30～70	床面
浴室	30～150	床面
客室・廊下・階段の夜間専用照明設備	1.5～3	床面
前記以外の場所	100以上	床面から約80cmの高さ

- 7 空気調和設備、換気設備、暖房設備は定期的に保守点検を行っていますか。

右の空気環境基準を満たすことができるよう定期的に保守点検をしてください。

炭酸ガス濃度	1500ppm 以下
浮遊粉じん量	0.2 <sup>3</sup> リットル/㎡以下
空中落下細菌数(5分間開放の平板培養法)	5個以下(床面において)
空中落下真菌数(10分間開放の平板培養法)	10個以下(床面から80cmの高さにおいて)
一酸化炭素濃度	10ppm以下(5ppm以下が望ましい)

- 8 温度、湿度は適切ですか。

特に、空気調和設備による場合は、右の空気環境を満たすようにしてください。

温 度	17～28℃ 冷房時の外気温との差は7℃以内
相対湿度	30～70%以内
気 流	0.5 <sup>1</sup> m/秒以下

(客室内の管理)

- 9 定員以上の客を宿泊させていませんか。

保健所への営業許可申請書に記載した収容定員数を遵守してください。なお、法令による定員数の上限は許可区分別に次のとおりです。

ホテル営業及び旅館営業	洋 室：宿泊床面積4.5㎡に1人 和 室：宿泊床面積3.3㎡に1人
簡易宿所営業	寝台の無い場合：宿泊床面積2.5㎡に1人 2段ベッドの場合：1台当たり4.5㎡以上
下宿営業	宿泊床面積4.9㎡に1人

(注) 「宿泊床面積」――客室面積のうち、宿泊者が通常、宿泊に用いることのできる部分の面積(押入れ、床の間、ユニットバス・トイレ等は含まない。)

- 10 客室内の備品類及び飲食用の器具は清潔ですか。

客室に水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置き、衛生的である旨の表示をしてください。

- 11 客室内に開放型の暖房器具（燃焼ガスが施設内に排出されるもの）を設置していませんか。

客室に暖房設備を設置する場合は、密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のもの）又は半密閉式（廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のもの）等室内の空気を汚染するおそれのないものを設置し、開放型のものには設置しないでください。

（脱衣室内の管理）

- 12 脱衣室の衣類カゴや足拭きマット等、人が直接接触する用具等は清掃を行い、定期的に消毒し、適宜交換する等、清潔に保っていますか。

ダニ、シラミ等は衣類かご、ロッカー等に生息することがあり、利用者の衣類等を介して移るおそれがあるため、人が直接接触する用具等は清掃、消毒を適切に行い、衛生保持に努めてください。  
また、床面にカーペット等は敷かないようにし、やむを得ず敷く場合には、ダニ等の発生源とならないようクリーニング、日光消毒等を適切に行ってください。

- 13 入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を、見やすい場所に掲示してありますか。

入浴者に対し、浴槽に入る前には石けん等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すよう、衛生上の注意を喚起してください。

- 14 空気調和設備（フィルター等）、換気扇、扇風機は汚れていませんか。

（浴槽の管理）

- 15 浴槽は毎日完全換水及び清掃し、消毒をしていますか。

浴槽は毎日完全換水し、清掃してください。また、1月に1回以上は消毒してください。これにより難しい場合（連日使用型循環浴槽水）であっても、1週間に1回以上は定期的に完全換水し、浴槽を清掃、消毒してください。

（浴槽水の管理）

- 16 浴槽水等は常に清浄に保っていますか。

浴槽水の消毒については、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を、（1時間、2時間おきなど）定期的に測定し、常時0.2～0.4 mg/L程度に保ってください。また、測定記録を3年以上保存してください。  
浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入（投入）口は、浴槽水が循環ろ過装置内に入る直前に設置することが望ましいです。  
また、薬剤が補充されているか、消毒装置が正常に作動しているか充分点検してください。  
なお、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒等の消毒方法を採用する場合は、塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を行い、レジオネラ属菌の検出されないことを確認してください。

- 17 浴槽水は常に満杯状態を保っていますか。

浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより溢水させることが望ましいです。

18 浴槽水等の水質検査を定期的に行っていますか。

		(水質基準)	
区分	浴槽水	風呂、風呂、上り風呂、上り風呂	風呂、風呂、上り風呂、上り風呂
色度		5度以下	
濁度	5度以下	2度以下	
水素イオン濃度		pH 5.8~8.6	
マンガン・カルシウム濃度	25mg/L以下	10mg/L以下	
大腸菌群	1個/L以下	50個/L中に不検出	
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100L未満)		

原湯、原水、上り用湯、上り用水、循環ろ過装置を使用していない浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水は1年に1回以上、連日使用型循環浴槽水は1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上)水質検査を行い、その記録を3年以上保存してください。

(入浴設備等の管理)

19 浴室の給水栓、給湯栓は毎日保守点検し、使用上支障はありませんか。

20 給水・給湯設備は衛生的に管理していますか。

給水、給湯設備は1年に1回以上保守点検し、必要に応じ補修等行ってください。レジオネラ属菌は高熱(60℃以上)に弱いので、貯湯槽の湯温は60℃以上に保ってください。また、貯湯槽の底部は上部に比べ低温になりやすいため、原湯を貯湯槽内に滞留させないようにするとともに、60℃を保つことが難しい場合は、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒も行うようにしてください。

21 ろ過装置の逆洗浄は、充分行っていますか。

循環ろ過装置を使用する場合は、ろ材の種類を問わず、ろ過装置自体がレジオネラ属菌の供給源とならないよう、消毒及び十分な時間をかけての逆洗浄を1週間に1回以上実施してください。また、ヘアキャッチャーを設置し、毎日洗浄してください。

22 循環配管の清掃(生物膜の除去)等は、大丈夫ですか。

循環ろ過式の場合は、循環配管システム内部に生物膜が付着するとレジオネラ属菌が繁殖しやすくなるため、1週間に1回は数時間程度かけて、高濃度塩素により配管内部を洗浄、消毒して生物膜を定期的に除去してください。この場合、塩素濃度は高い程(10~50mg/Lが一般的)効果的ですが、配管の腐食が懸念される場合は5~10mg/L程度にします。また、1年に1回は専門業者等による配管内部の生物膜の状況の点検をしてください。

23 消毒のための薬剤を使用した後、河川、湖沼等に排水する場合には、必要な処理等してから排水していますか。

環境保全のため、排水する前には、必ず次のような処理を行い、かつ、残留塩素濃度を測定した上で、適正な濃度まで下がったことを確認する必要があります。

- ① 大量の水で薄めて、塩素濃度を下げる。
- ② 夜間等に長時間循環させることで塩素を消費させて、塩素濃度を下げる。
- ③ チオ硫酸ナトリウムを用いて酸化還元反応させて、塩素濃度を下げる。

(注：薬品の取扱いについては専門業者に依頼する等充分配慮すること。)

24 気泡発生装置等は、適切に使用していますか。

気泡発生装置、ジェット噴射装置、打たせ湯、シャワー等エアロゾルを発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないでください。特に、打たせ湯、シャワーには、循環している浴槽水は、一切使用しないことが望ましいです。あわせて、気泡発生装置等の空気取入口から土埃が入らないようにしてください。

**(露天風呂)**

25 露天風呂は衛生的状態を保っていますか。

浴槽水は、常に満杯状態に保ち、溢水させることが望ましいです。また、浮遊物等は除去してください。  
循環ろ過装置を使用していない浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水は、毎日完全換水してください。また、連日使用型循環浴槽水は1週間に1回以上定期的に完全換水し、浴槽を消毒、清掃してください。  
また、露天風呂の浴槽水が、配管を通じて屋内の風呂の浴槽水に混じることがないようにしてください。

**(浴室内のその他の管理)**

26 浴室の床面、周囲の壁面、浴槽のタイル等の破損はありませんか。

27 浴槽内の温度計は、故障したり破損したりしていませんか。

28 使用済みのカミソリ、ゴミ等を浴室内に放置していませんか。

使用済みのカミソリ、ゴミ等を廃棄するための容器を浴室内に備え、使用済みカミソリによる負傷、再使用による疾病等の感染を防止するとともに、包装紙の詰まり等により排水に支障をきたさないよう注意してください。

29 給水栓には飲用適の旨をその付近の見やすい場所に表示してありますか。

浴室又は脱衣室内の入浴者の利用しやすい場所に、1か所以上の飲用水を供給する設備を設け、見やすい場所に飲用適の表示をしてください。

30 ろ過器等により浴槽水を循環させる構造のものにあつては、循環した水の誤飲を防止するための措置を講じていますか。

ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の場合は、入浴者にわかるよう、当該湯が飲用不適である旨の表示を、その周囲のよく見える場所に掲示してください。

**(サウナ室等の管理)**

31 熱気の温度を計るための温度計は、故障したり破損したりしていませんか。

32 施設について、1月に1回以上保守点検していますか。

33 室内の温度、湿度について定期的に測定し、その記録を3年以上保存していますか。

34 見やすい場所に、サウナ室等の使用に関する入浴上の注意事項を掲示していますか。

サウナ室及びサウナ設備は、利用者が安心して使用できるよう使用上の注意事項を表示するとともに、サウナの利用基準温度を表示し、サウナ室内の温度を室外にも表示することが適当です。

35 浴室、サウナ室、排水設備（溝、管、汚水ます、温水器等）は、1月に1回以上消毒し、衛生的に保っていますか。

浴室やサウナ室の入浴者が直接接触するところ（床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワー用カーテン等）及び排水設備（溝、管、汚水ます、温水器等）は、1月に1回以上消毒してください。

**(飲用水の管理)**

36 飲用水を供給する受水槽、高置水槽は1年に1回以上清掃していますか。

- 37 (井戸、受水槽等使用の場合) 飲用水の水質検査を給水栓において実施し、その記録を3年以上保存していますか。(飲用の許可を受けている温泉については除きます。)

水質検査の結果、異常が認められた場合には、保健所等へ連絡してください。

井戸水等を飲用に供する場合は、給水栓における水について、右により水質検査を実施してください。

検査事項	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
残留塩素濃度	7日に1回以上
病原生物に汚染され又は疑いのある生物若しくは物質を含まないこと (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等、一般細菌、大腸菌群)	1年に1回以上
異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと (PH値)	
異常な臭味がないこと (臭味、味)	
外観はほとんど無色透明であること (色度、濁度)	
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン	

受水槽 (水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽)の水を飲用に供する場合は、給水栓における水について、右により水質検査を実施してください。

検査事項	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
遊離残留塩素	7日に1回以上

(トイレ等)

- 38 毎日清掃し、毎週消毒していますか。
- 39 座便式の便器において、人が直接接触する便座の部分は毎日消毒していますか。
- 40 便座・ノブの開閉、水洗の機能は正常に作動していますか。
- 41 手洗い石けん、トイレットペーパー等の消耗品は適切に備えられていますか。
- 42 洗面設備は常に清潔に保ち、タオル、くし等を備える場合は、宿泊者一人ごとに消毒したものを置いていますか。

洗面所には、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、毎日、給排水状況点を点検するとともに、手洗い石けん等を常備してください。  
また、タオル、くし等を備える場合は、宿泊者一人ごとに消毒したもの等衛生的なものを置いてください。くしの置き場所は、使用前のものと使用後のものと別にし、その旨を表示することが適当です。  
カミソリを備える場合は、新しいものにしてください。

(寝具類)

- 43 寝衣、シーツ、布団カバー、枕カバー等直接皮膚に接するものは宿泊者一人ごとに洗濯したものと取り換えていますか。

寝具は、宿泊者の定員に十分対応する数を備え、清潔で、衛生的なものを提供してください。寝具類のうち、寝衣、シーツ等直接皮膚に接するものについては宿泊者一人ごとに洗濯しなければなりません。  
なお、同一の宿泊者にあつては、寝衣は毎日、その他のものは少なくとも3日に1回は取り換えてください。

- 44 布団、枕、毛布等は日光消毒等を行い、清潔に保っていますか。

布団、枕、毛布等は日光消毒と十分なはたきを行い、1月に1回以上、その中心部の温度をおおむね60℃で30分間加熱乾燥する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により加熱処理を行うことが適当です。

- 45 リネン室は常に清潔で、整理整頓されていますか。

(吐物処理)

46 使い捨て手袋、マスク等吐物処理の道具類は用意されていますか。

47 消毒用塩素剤は用意されていますか。

(その他)

48 フロントの見やすい位置に営業許可証を掲示していますか。

49 非常口の表示は適切ですか。

50 宿泊者名簿はきちんと記載され、3年以上保存していますか。

宿泊者名簿には、氏名、住所、職業、連絡先その他必要事項を記載するようにしてください。  
なお、保健所職員による監視の際に確認します。

51 救急医療品等を常備し、かつ救護について医療機関と受入れ体制が確立していますか。

52 従業者は定期的に健康診断を受けていますか。

53 結核若しくは就業が制限される感染症にかかっている者、又は疑いのある者が業務に従事していませんか。

結核若しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間、業務に従事させないでください。

54 保健所への許可申請内容に変更を生じた場合は、変更等の届出等をきちんと行っていますか。

次の場合等は、速やかに保健所へ届出をしてください。

- 施設を増改築した場合
- 施設の名称・電話番号等を変更した場合
- 法人の代表者を変更した場合
- 営業を休止・廃止した場合
- 相続、法人の合併又は分割により営業を承継した場合(承継承認申請)

55 上記のチェック事項の他にも点検事項を独自に追加したり、より細かい点検表を作成したり、点検表を利用者にも見えるようにする等、より積極的な衛生管理に心掛けましょう。